

## 小学校低学年用 3 R 啓発教育図書編集会議設置要領

### (目的及び設置)

第 1 条 ごみの減量・リサイクル意識を生活習慣として定着させることを目的として、小学校低学年用 3 R (リデュース (発生抑制)・リユース (再使用)・リサイクル (再利用)) 啓発教育図書 (以下「3 R 啓発教育図書」という。) を制作する。その制作を円滑に進めるため、小学校低学年用 3 R 啓発教育図書編集会議 (以下「会議」という。) を設置する。

### (事務)

第 2 条 会議は、次の事務を処理する。

- (1) 3 R 啓発教育図書の構成及び内容に関すること。
- (2) その他編集に関すること。

### (組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育委員会学校教育部指導課の職員
- (2) 市立小学校教諭
- (3) 環境局資源循環部廃棄物対策課長 (以下「廃棄物対策課長」という。) の職にある者及びその所属職員

### (座長)

第 4 条 廃棄物対策課長を、会議の座長とする。

### (会議の招集)

第 5 条 会議は、廃棄物対策課長が必要に応じて招集する。

### (事務局の設置)

第 6 条 会議の事務局は、環境局資源循環部廃棄物対策課に設置する。

### (補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年 6月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 6月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。